

第1回小金井市子ども・子育て会議子どもの権利部会 会議録

日 時 令和6年4月15日(月) 午後2時～午後3時40分
場 所 市民会館・萌え木ホール B会議室
出席委員 4人
 部会長 水津 由紀 部会長
 委 員 喜多 明人 委員 小峰 優子 委員 亀山 久美子 委員
欠席委員 0人

事務局 児童青少年課長 平岡 美佐
 児童青少年係長 鈴木 拓也
 児童青少年課主査 永井 桂
オブザーバー 小金井市子どもオンブズパーソン 半田 勝久

傍聴者 6人

1 開会

平岡課長

本日は、お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。令和6年度第1回小金井市子ども・子育て会議子どもの権利部会を始めさせていただきます。

私は、4月1日から児童青少年課長を拝命いたしました平岡と申します。何とぞよろしくお願い申し上げます。着座にて失礼いたします。

開会に先立ちまして、事務局から何点か御案内をさせていただきます。

初めに、本日の配付資料についてでございますが、次第のほか、次第の下部に配付資料の一覧を記載しておりますので、御確認をいただきまして、不足等ございましたら事務局にお申し出くださいませ。

次に、本部会の設置目的について再度御説明をさせていただきます。資料1を御覧ください。本内容は、令和5年11月29日に開催されました第2回子ども・子育て会議におきましてお知らせさせていただいた内容となりますが、初めての部会開催に当たりまして、改めて御説明させていただきます。

本部会の役割といたしましては、令和5年4月にこども基本法が施行され、子どもに関わる政策、事業については、子どもの意見を反映させるために必要な措置を講じることが地方自治体の責務となったことを受けまして、子どもの意見表明権を確保する仕組みづくりについても検討する必要があることから、今期においても部会を設置し、子どもの権利の視点から検討・審議を行うこととなりました。

今期につきましては、のびゆくこどもプラン小金井に掲げられております施策の方向性1-1、事業番号1、重点事業「子どもオンブズパーソン」の設置後の実施状況でございますとか、子どもの意見表明権を確保する仕組みづくりを中心に、子どもの権利の視点から検討・審議を行うこととしてございますので、皆様、何とぞよろしくお願い申し上げます。

次に、本日、初めての部会開催となりますので、皆様から簡単に自己紹介をお願いしたいと存じます。

なお、本部会の部会長につきましては、小金井市子ども・子育て会議会長の指名により、水津委員に務めていただくこととなっておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、水津部会長から順番にお願いいたします。

水津部会長

皆さん、こんにちは。今、御紹介していただきました水津と申します。私は、小金井子育て・子育て支援ネットワーク協議会の代表として、こちらの会に参加させていただいております。権利部会に関しましては、設立の当初から参加させていただいて、オンブズ条例のできることをずっと喜多先生と一緒にやらせていただきました。少し軌道に乗り始めたかなとは思いますが、新たに子どもの意見表明というところをどのくらい反映できるかということも含めて、この部会で検討できることを目指して頑張りたいと思いますので、皆さん、どうぞよろしくお願い致します。

喜多委員

喜多です。もともと私も小金井市民だったんですね。高校生になると、中3ぐらいからこちらに、小金井市の緑町に父親が家を建てて、高校、大学とずっと結婚

まで小金井市民でした。ですから、小金井に対しては非常に愛着を持っておりまして、今はもう実家を離れていますが、今、実家は妹夫婦が受け継いでくれていますので、めいっこともまだ小金井市で子育てをやっておりまして、そういう関係で、私自身はもう定年で、今年後期高齢者になったんです。だけど、やれる範囲で御協力したいと思っております。

中身としては、小金井市の子どもの権利条例、そして、オンブズの制度づくりにいろいろ関わらせていただきましたので、今回、モニタリング、そういう条例、あるいはオンブズの評価・検証をどうしていくかという部分をこの権利部会で担当するということでしたので、ここが軌道に乗るところまでは私の仕事かなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

小峰委員

民生主任児童委員の小峰といいます。家は小金井市貫井南町に住んでいて、民生の中では子どもだけを担当、学区域としては5校ぐらい担当しているのかな。貫井南町、貫井北町、あと、前原町の所属している学校を全部担当しているのだから、かなり広い範囲で小金井市を自転車で回りながら、いろいろ活動させていただいているような状況です。

私自身も、看護師ということもありまして、いろいろ学校に行くと子どもの権利の、オンブズパーソンのもので貼ってあったりとか、どのようにこれが活用されていくのかなというところがちょっと分かっていないところもありまして、そういう意味では、ここで権利部会に入って、どういうふうにやっていくかというのを見られたらいいなと思っております、今回、こちらに参加させていただいております。よろしくお願いいたします。

亀山委員

亀山と申します。本町に住んでいます。私は、子どものボランティア活動が中心で、子どもたちのところで本を読んだり、赤ちゃんのところで本を読んだり、それから、市民のイベントのお手伝いをしたり、あと、学校の中の派遣の先生のお手伝いをしたりとか、そういうことをしています。申し訳ないぐらいオンブズパーソンというものをあまりに知らなくて、確かに小峰さんがおっしゃったようにポスターが貼ってあるんですね。オンブズパーソン、一体どういう意味なんだろうというのがありまして、ただただ小金井の子どもたちが何となくのんびりと、ゆったりと笑顔で一日眠れるような日々が過ごせればなという思いで参加したんですね。

そうしましたら、とても何だかきちっとしたというか、堅苦しくて、今日もどきどきしているんですけども、皆さんからの意見を聞くたびに、何て私は知識不足なんだろう。ただ、本当に時代が変わってきて、子どもたちの環境も変わってきて、少しでも自分が知識を得て、それが還元できるようになったらなという思いで、いろいろと教えてもらいながら、自分の思いも伝えていければと思って参加しています。よろしくお願いいたします。

平岡課長

ありがとうございました。

続きまして、事務局の紹介をさせていただきたいと存じます。改めまして、児童青少年課長の平岡と申します。よろしくお願いいたします。

続きまして、昨年度から引き続き児童青少年課児童青少年係長の鈴木でございます。

鈴木係長
平岡課長
永井主査
平岡課長

鈴木です。引き続きよろしくお願ひいたします。

4月1日から新たに着任いたしました、児童青少年課主査の永井でございます。

永井と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

以上の体制で行いますので、何とぞよろしくお願ひ申し上げます。

なお、本部会の会議録の作成のため、会議内容を録音させていただいておりますので、御了承いただけますようお願い申し上げます。また、発言の際には、お名前をおっしゃっていただいてから御発言いただきますようお願い申し上げます。

それでは、早速議題に入りたいと思いますので、ここからは部会長に進行をお願いいたします。

2 議題

水津部会長

ただいまから令和6年度第1回小金井市子ども・子育て会議子どもの権利部会を開会させていただきます。

初めに、事務局から本日の流れについて説明をお願いいたします。

鈴木係長

配付しております次第を御覧ください。本日の議題につきましては2点となります。

まず1点目が、小金井市子どもの権利に関する条例及び子どもオンブズパーソンについて、今回が初回の部会開催になりますので、概要等を事務局から御説明をさせていただければと思います。

その後、議題(2)に移りまして、子どもオンブズパーソンに係る成果指標についてを議論していきたいと思ひます。なお、本日、小金井市の子どもオンブズパーソンの半田先生が、午後3時頃からオンラインにてオブザーバーとして参加していただく予定となっておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

事務局からは以上です。

水津部会長

ありがとうございます。それでは、本日の議題に入っていきたいと思ひます。まずは、議題(1)の小金井市子どもの権利条例及び子どもオンブズパーソンについてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

鈴木係長

これから、本部会において子どもオンブズパーソンの実施状況や子どもの意見表明権を確保するための仕組みづくりを中心に検討・審議を行っていくこととなりますが、具体的な審議に入るに当たり、小金井市子どもの権利に関する条例及び子どもオンブズパーソンについて前もって御説明をさせていただければと思います。子ども・子育て会議の事前勉強会の際に説明した内容と重複する部分もありますが、おさらいの意味も込めて、お配りしている資料2を御覧いただきながら聞いていただければと思います。

資料2を御覧ください。こちらは、小金井市子どもの権利に関する条例の概要を御説明させていただいているリーフレットになっております。子どもオンブズパーソンの立ち上げがあったのに合わせて、その内容を記載したものに昨年度改訂しております。

こちらに子どもの権利に関する条例の条文を記載しておりますので、これに沿って説明をさせていただければと思います。

小金井市の子どもに関する条例は平成21年3月に制定されました。この条例は、子どもの最善の利益を保障するために、子どもが権利の主体であること、権利の内容、市や市民、その他の人たちが何をしたらいいのかということを総合的に示した理念総合条例となっています。

条例の目的としては、第1条で、全ての子どもが生き生きと健やかに安心して暮らせるまち小金井を目指すということになっております。

小金井市の子どもに関する施策につきましては、福祉、教育、健康など様々な分野があり、全てこの条例で定めた権利が保障されるように展開しているところです。その一つ、皆さんが審議いただく内容となるのびゆくこどもプラン小金井では、計画の位置づけにもあるとおり、子どもの権利条例の理念を実現するための推進計画も包含した形で策定をしております。

小金井市の条例の特徴として2つ挙げられます。1つは、他市の例でもございますが、子どもの願いの籠もった前文を子どもたちの意見を取り入れてつくったことです。実際には、公募の小学生から高校生世代の子ども26人が子ども会議というものを開催し、そこで出た意見を中心に聞きながら作成し、その中で、子どもたちから愛情、意思、環境の3つが大切なキーワードとして設定されました。

2点目は、子どもに分かりやすい表現でつくったことです。小金井市では、子ども自身に条例の内容を知ってもらいたいという願いから、極力難しい表現を避け、漢字についても、小学生で習う漢字以外はルビを振るなど、易しい表現になるように工夫をしています。

ここからは、実際に子どもの権利に関する条例には何が書かれているのかを幾つか絞って御紹介をさせていただきます。

まずは前文です。前文では、子どもは愛情を持って自分のことを考え、接してほしいと願っていること、子どもは自分の意思を伝え、受け止められることを願っていること、子どもはよりよい環境で育ち、育てられることを願っていること、このように子どもは愛情を持って育てられることで、自分の意思を持ち、それを自由に表現できる環境があることで、他者とともに生活していることに気づきます。そして、他者とともに平和な暮らしをつくり出すことが大切に思えるように成長することができるといった内容が書かれており、子ども自身が考えた子どもの願いが前文に表現されています。

次に、第4条ですが、子どもの権利の保障に関する責務と留意事項になっております。大人には、子どもの権利を保障すること、子どもの最善の利益を第一義に考えることが求められていますが、これは、子どもに影響を与えるあらゆる局面で判断や行動の基準となります。また、ゼロから18歳未満と幅が広いことから、年齢や心身の成長に配慮するようにこの条文で求めています。また、大人だけでなく、子ども自身にも権利の行使に当たって、社会の基本的な約束事を知り、他者を思いやり、互いの権利を尊重することを求めていくこともここに含まれています。つまり、よく権利の話をする、子どもがわがままになるとか、子どものわがまを全部聞けということかというお話がありますが、そういうことではなく、お互いに対等な立場で尊重しようねということになります。

次に、第6条は、第1条を受けて、この章で特に大切な権利を定めているよ、それは、年齢や発達に応じた配慮をしているよという説明になります。

その後の7条から11条が、大切な柱という形で5つの権利が総則的に定められています。この5つは、小金井市の子どもの権利に関する条例の柱となっているので、リーフレットでは必ずこれが一番分かりやすいように条文から抜いた形で掲載をしています。裏面に、「子どもの権利とは」ということで、こちらの5条を抜き出して記載をさせていただいている形になっております。

次に、第3章は、子ども自身ではなく、周りにいる大人、12条で家庭、13条で育ち学ぶ施設、14条で地域での子どもの権利の保障についてが記載されています。13条と14条では、それぞれの条文の中で、子どもの権利を保障する家庭の中の親をサポートし、市、施設の関係者、市民が互いに連携し、協力することも求めています。

子どもの権利に関する条例の目的である、全ての子どもが生き生きと健やかに安心して暮らせるまち小金井を目指すための中心となる計画がのびゆくこどもプラン小金井であり、その審議を行う協議体が子ども・子育て会議という形になっております。子どもの権利に関する取組は、のびゆくこどもプランにおいても掲げられており、毎年度事業評価を行っています。現行の計画では、子どもオンブズパーソンが重点事業と設定されておりまして、設置後も事業としての評価対象となっているのが現状です。

それでは、引き続きまして、子どもオンブズパーソンについての説明に移りたいと思います。

永井主査

続きまして、資料3「小金井市子どもオンブズパーソン」というタイトルが書かれたものを御覧ください。こちらを中心に御説明させていただきます。児童青少年課永井と申します。よろしくお願いいたします。

本日は、子どもオンブズパーソンの成果指標を検討するというところで、事前勉強会などでお伝えした内容とちょっと重複はしますが、1年半前に開設した子どもオンブズパーソンについて御説明したいと思います。

そうしましたら、1ページ目の下のところを見ていただいて、オンブズ制度の設置の背景を説明する上では、まずは権利条例の存在があります。小金井市子どもの権利に関する条例は2009年3月に制定されました。内容としましては、子どもの権利条約の趣旨を尊重し、基礎自治体レベルにまとめ直したものとなっています。子どもの最善の利益を保障するために、子どもが権利の主体であること、そして、その権利の内容、市や市民、そのほかの人たちが何をしたらよいのかを総合的に定めたものとなっています。

この権利が十分保障されているのか、制定から10年たった令和元年に子どもアンケートで実態を調査した結果、次のページをおめくりください。悩みがあったら誰に相談しますかという設問では、子どもが相談するのは家族や友達が多く、既存の相談機関は子どもにとって気軽に相談できる場ではないことがうかがえました。

また、設問の中で、悩みを相談できているかという設問があるんですけども、こちらを見ていただきますとおり、半数の子どもが悩みがあったら相談できている

一方、約13%の子どもたちが相談したいけどできないと思っています。さらに、4割の子どもたちは嫌なことがあったと記憶している一方で、そのうちの約3割は嫌なことがあった場合に我慢すると回答をしています。また、3割の子どもが学校と家庭以外に知り合いがいないという地域の希薄化がうかがえる調査結果も判明いたしました。

続きまして、その下のなぜ子どもオンブズをつくったのかというところを御覧ください。そこで、子どもが相談してもいいんだと思え、ワンストップで困り事に寄り添った対応のできる機関が必要と考え、市では子どもオンブズパーソンを設置することにいたしました。

設置の効果としましては、子ども自身の今困っていることを解決できることのほか、将来的なことにも及ぶと考えています。小金井に限らず、日本の若者の自己肯定感の低さが指摘されており、命を絶つ若者もいます。子どもが大人に見守られ、自分自身も他者の権利を大切にしながら、子どもらしく伸び伸び育っていく過程では、意見の衝突や人間関係の問題に必ず出会います。そのときに、真剣に受け止めてくれ、自分で解決策を考えるのを手伝ってもらった経験は、子ども自身のエンパワーメントを高め、いずれ成長していくときにも大きな力になっていくと考えています。

また、女性や障がいのある方、高齢者のように、一般的に社会的弱者となりやすいカテゴリーとしての子どもへの偏見をなくし、一人の人格ある人間として接する社会を目指すことで、子ども全体の権利侵害をなくしていくため、個別事例の調整活動や機関の広報、権利啓発などの活動を通して、子どもの権利条約や条例に基づく理念を市民全体に浸透させていくシンボリックな役割を果たしていくことも期待しています。

次のページをおめくりください。制度の概要についてです。具体的なオンブズの仕事としては、大きく次の3つに分けられます。まず、対象は市内に在住、在籍している18歳未満の子どものことであれば、子ども自身だけではなく、大人からの相談も受け付け、子どもの権利侵害に関する事項であれば助言、支援を行うことができます。また、権利侵害がある場合には、子どもオンブズパーソンに対して申立てを行うことができます。この申立てに基づくか、または申立てがなくとも、子どもが権利侵害を受けていると認められるときは、条例に基づく調査・調整活動を行います。また、子どもの権利に関する意識を高める取組として、普及啓発活動を行うことによって、そもそも権利侵害が起らない地域をつくることもオンブズの役割となっています。こうした仕事に取り組み、第1条の目的である子どもの権利を実現する文化及び社会をつくるのが子どもオンブズパーソンの最終的な目的です。

その下を御覧ください。相談・救済の流れの中で一番大切なポイントとなってくるのが助言・支援の部分です。活動する中で大切にしていることとしまして、子どもは自分に関わる問題を解決していくための主体であるということ、そして、子どもの意見を表明する権利を尊重し、子ども自身が本来持っている力を引き出すことに尽力しつつ、子どもにとって一番よい方法は何なのかを一緒に考えていくことを全ての活動の基本に置いて当たっていています。

次のページをおめくりください。本制度の特徴は、次のとおり5点あります。あらゆる子どもの権利侵害に関する相談・救済機関であること。そして、子どもの最善の利益を第一に考慮し、子ども主体の解決を目指すこと。そして、子どもに寄り添い、子ども自身の考えを尊重しながら、子どもにとって一番よい方法を子どもとともに考えていくことを活動の基本としていること。設置条例により、職務の独立性と制限を規定していることで、関係調整や調査をする機能を有し、それでもなお権利侵害が続く場合は勧告等を行うことができること。そして、活動によって子どもの権利が実現されるまちづくりを目指していること。以上の5点となります。

続きまして、この下の小金井市子どもオンブズパーソンの体制のところを御覧ください。このオンブズの体制になりますが、まず、条例で定めている特別職の非常勤公務員の子どもオンブズパーソンがいます。今は、大学教員と弁護士の2名になっています。この方たちは毎日いるわけではないので、相談室に常駐するスタッフとしては、相談・調査専門員が3人います。今は精神保健福祉士、保育士、公認心理師がいます。そして、事務局の1名というのが私のことになっています。

次のページをおめくりください。相談室の場所と開室時間についてです。図書館本館や一小的の近くにオーケストアがあるのは御存じでしょうか。その近くの商業ビルの4階にあります。時間は木曜を除く平日が13時から19時、土曜日が10時から16時となっています。基本的には2名の相談員がいつでも相談に対応できるように詰めています。

この相談室を中心に、この1年半どんな活動をしてきたのかについて御紹介したいと思います。初めは、普及啓発活動です。機関としての普及啓発の目標は、子ども自身が直接相談できるように相談のハードルを下げることです。そのためにいろいろやっていることを御紹介したいと思います。

次のところをおめくりいただいて、「普及・啓発活動～みなさんに知ってもらうために～」というところを御覧ください。まず、子どもオンブズって何というのが一般の人たちの反応だと思しますので、まずは名称を知ってもらうため、テーマカラーをオレンジにした、ちょっとシュールなイラストを用いて様々なグッズを作りました。リーフレットをはじめとして、ボールペン、付箋などになっています。また、開設前の相談室の見学会を実施し、道のり動画も作成しました。これは、市内の高校生が若い感性で作ってくれたものです。

また、9月1日の開設前の夏休みを使って、開設記念イベントを行いました。資料の下のところを見ていただいて、そのイベントの内容ですけれども、公衆電話の使い方を知ってもらい、そこにわくわくしたゲーム性を加えました。まず、市内の公衆電話を探して、そこからオンブズの電話番号に電話をかけてもらいます。そこでメッセージが流れるので、オンブズの名前をまず覚えてもらい、そして、1つだけ願い事がかなうとしたら何を願うかということで、その願い事を留守電に吹き込んでもらいました。そして、後日子どもたちが相談室に来てもらったら、景品と交換できるというシステムになっています。電話をまずかけることと、オンブズの名前を覚えてもらうこと、そして、相談室の場所に来てもらうなどの様々な面で相談のハードルを下げることを目的としたイベントになっていました。延べ408件の

着信があり、願い事258件が寄せられました。

次のページを見ていただいてもよろしいでしょうか。相談室に来て聞き取れた願いについて、これは相談室で貼り出しています。代表的なところをこちらに記載させていただきました。

その下を見てください。令和4年9月1日開設後の周知・広報についてです。まず、子ども、特に小学生に対しては重点的に広報を強化しました。そこで、市内の校長会や学校などに行って御説明をさせていただきました。

次のページを見ていただいてもよろしいでしょうか。「朝礼・授業」というところですね。令和4年度は、朝礼に参加したり、あとは、単発の授業を行ったりしました。

そのページの下のところを見ていただければと思います。テーマカラーのオレンジを基調にした機関紙も定期的に発行しました。これを子どもが家に持って帰って、それを見た親御さんが相談に来るといったケースもありました。

また次のページをめくってください。「児童館への出張相談室」というところですね。中学生向けには児童館への出張相談室を行い、また、中学校にオンブズボックスを設置しました。

その下のところを見ていただいても、開設記念講演会ですね。開設から半年後の令和5年3月に、大人向けにも子どもオンブズというものを知らってもらうため、講演会を実施しました。

次のページを見てください。令和5年度の活動です。令和5年度の新しい活動として大きく3つあります。まず、子どもが知りたいときに権利を学べるツールとして、子ども向けのサイトと動画を公開しました。そして、2点目としましては、キッズカーニバルや市民まつりにブースを出し、クイズを解きながら権利を学んでもらう場を設定しました。2日間雨だったんですけども、どちらも300人以上の子どもが参加してくれました。

続きまして、ページの下のところを見てください。3つ目の最大の目玉事業は、市立の全小中学校で子どもの権利授業をスタートしたことです。全ての小中学校に御協力いただき、小学校6年生を対象に授業を行いました。オンブズは常勤ではないため、相談室の相談員や事務局も登壇できるように、授業内容の検討を相談室全体で行い、日々ブラッシュアップをしています。

次のページをおめくりください。こちらの写真はオンブズが子どもたちに教えている様子です。子どもたちの感想としては、自分にも権利があることが分かったというものがありました。また、授業前は、子どもに権利を教えるとわがままになるのではという声もありましたが、時には担任の先生を巻き込んで、権利について一緒に考えてもらう機会にしました。本授業については、教育委員会、各学校にも御協力をいただき、今年度以降も継続して実施をしていく予定です。

そして、今準備中のイベントなどの御紹介もこちらの下に書いております。また、中学生の職場体験も受け入れました。5校全ての市立の中中学校を受け入れています。

次のページをおめくりください。「子どもの意見の反映例」というところですね。その中で、学校以外の場でも子ども自身に子どもの権利を知ってもらうための動画

作りに中学生の意見を取り入れたので御紹介します。この動画作りはあらかじめ決まっていたのですが、最初は職員だけで案を考えていまして、権利は何か、権利がぶつかったときはとか、そういうことをテーマに約30分の内容で考えていました。それを職場体験に来た中学生に聞いたところ、長過ぎてそんな動画は見ないとか、説明が長い、もっと絵で見せる感じがいいとか、小金井市が条例を持っているのを初めて知ってびっくりしたから、小金井ってすごいと絶対入れたほうがいいみたいないろいろな駄目出しを受けまして、一緒に全面改訂する形で考えてもらいました。

こちらの動画は、見ていただいた方もいらっしゃるかもしれませんが、市のホームページからも視聴できますので、3分ちょっとの動画になっていますので、ぜひ御覧ください。

では、続いて、またページをめくっていただいて、開設後の相談状況というところになります。このような形で啓発を行い、相談ハードルを下げられたのか、相談に結びついているのか、相談の実績について御紹介させていただきます。同じページの下のところ、「開設後の相談状況（令和4年9月～令和5年8月）」というところを見てください。この1年の間に50件の相談がありました。50件中26件が子どもからでした。機関紙の配布、そして、授業などの啓発活動後に相談の増加の傾向がありました。

ページをめくっていただいて、次は、「だれからどんな相談がありましたか」というところですね。相談の傾向としまして、子どもからの相談は、友達関係や対人関係に関するものが多かったです。また、大人からは、学校の教職員の対応の相談が多い傾向にありました。

そして、その下のところ、子どもとつながることができた割合は66%。この66%の子どもからの声を直接聞くことができています。大人からの相談であっても、状況が許す限りは子どもの声を聞くという機会を設けることを一つ一つの相談で心がけています。

またページをめくっていただいて、「どの学年の子どもの相談がありましたか」というところを御覧ください。相談をしてくれた子どもの属性ですが、全ての学年から相談がありました。特に初回が子どもの相談は、77%が小学生でした。特に4年、5年、6年の高学年の相談が多い傾向にあります。これは、一人で電話をしたり出かけたりすることができる年齢で、かつ権利の授業などの対象学年であることが大きな要因かと思っています。

その下のところを御覧ください。相談の手段、入り口は、当初は電話が圧倒的に多いと予想しておりました。確かに電話の相談件数としまして、ここにも記載していますとおり18件と最も多いですが、メールも17件と次に多かったです。また、新しいビルの4階にあるというハンデがあるにもかかわらず、アポなしでの来所の相談も12件と多い傾向でした。こういった来所の相談が多い傾向になったのは、先ほど御紹介した道のり動画や、機関紙で入りやすい雰囲気だなどと思っていたのも一つの要因かなと思っています。

また次のところを見ていただいて、今度は、相談例、具体的なやり取りを御覧い

たきます。こちらの内容としましては、まず、保護者から、授業中の担任からの暴言により、子どもが学校に行きたくないと言い出した、このまま学校に行かなくなるのではないかと心配しているという相談が入りました。

その後の対応になるんですけれども、下のところを見ていただいて、保護者からの相談に対し、まず、お子さんから詳しく話を聞かせてもらうことはできますかというように、できる限り子ども本人から話を聞くように働きかけました。

また次のページをめくっていただいて、2回目以降の面談というところを御覧ください。2回目の、次の面談で子ども本人と話すことができました。先生がどなることがあって怖い、怒っているところを見ると緊張してしまう、学校にあまり行きたくないと思ってしまうという子どもの声に対し、こちらからは、安心して学校に行けるようにどうすればいいか一緒に考えましょう、今の気持ちを先生と一緒に伝えることもできるし、代わりに伝えることもできるよと伝えて、オンブズがどういことができるかを子どもに直接説明しました。一方、保護者からは、直接言いたくはないというような話がありました。相談室からは、子どもがどうしたいかという気持ちに寄り添い、名前を伏せたいのであれば匿名で行くこともできますよと伝え、あくまでも子どもの気持ちに添った動きをしていくことを説明しました。そして、子どもの気持ちを複数回にわたって丁寧に聞いた結果、自分の気持ちを先生に伝えてほしい、学校の様子を見てきてほしいという思いが出てきたため、学校訪問を調整することになりました。

次は、その下の「学校訪問+授業参観」というところを御覧ください。学校を直接訪問し、先生のどなり声や態度を怖いと感じて、学校に行きたくない気持ちの子がいます、それを先生に知ってほしくて伝えに来ましたと学校の先生に子どもが伝えてほしいといった気持ちをそのまま話しました。学校からは、担任には指導します、そういう気持ちになっている子がいることを重く受け止めますというお返事と、授業の状況などについて教えていただきました。その後、別の日に該当の授業を参観させてもらいにオンブズが学校へ行きました。参観後も学校へは連絡を入れ、授業の様子を確認しました、今回の件について学校全体で共有の上、指導をお願いしたいですと伝え、引き続き学校での対応をお願いしました。学校からは、参観してもらってありがとうございます、ほかの職員にも共有し、子どもたちへの声かけの仕方について見直しますという御返事をいただきました。

次のところ、まとめを御覧ください。その後も、学校や先生の状況や変化について子どもに確認し、様子をうかがいつつ、学校との連携も続け、見守りを行っていました。しばらくして、子どもからは、先生がどならなくなった、安心して学校に行ける、もう大丈夫という声が聞けました。保護者の方からも、子どもの気持ちを伝えてもらい、状況が改善してよかったというお返事をいただきましたので、こちらからはまた何か不安なことがあれば相談してくださいとお伝えして終了いたしました。

このようなケースの場合、学校とそれまでやり取りしていた保護者の温度差や意向と子どもの意向が異なることがよくあります。大人だけで話を進めないよう、子ども本人がどうするかを決定し、問題解決に向かっていくプロセスを大切にしてい

ます。

そうしましたら、その下のさらにまとめのところを見てください。一旦制度と活動内容を見ていただいたところで、オンブズとはどういうところかまとめます。子どもオンブズは相談への助言、支援、権利侵害からの救済活動、普及啓発活動を行いながら、子ども自身のエンパワーメントを高める取組と、そのための周囲への働きかけを行い、子どもの権利を実現する文化及び社会をつくることを目的とした機関です。図で示していますが、子どもオンブズとは、子どもとの会話のラリーで本人の気持ち、パワーを引き出したり、心を休める安心毛布の役割や、知らないことを一緒に調べるタブレットの役割を果たしながら、その子を取り巻く関係者や関係機関に子どもの気持ちを代弁したり必要な支援につなげたりする機関です。

次のところ、最後を見ていただいて、最後に、先ほども紹介がありました子どもの権利に関する条例の前文を紹介いたします。この前文は、子ども会議に出席した子どもたちの意見でつくられました。子どもは、愛情を持って自分のことを考え、接してほしいと願っています。子どもは、自分の意思を伝え、受け止められることを願っています。子どもは、よりよい環境で育ち、育てられることを願っています。この願いは子どもオンブズパーソンだけが頑張っても実現できません。御家庭、関係団体、地域の皆さんを巻き込みながらつくっていきたいと思います。

以上となります。

水津部会長
喜多委員

ありがとうございました。それでは、喜多先生、何か補足はありますか。

結構話し合う、議論しなきゃいけない問題が多いので、時間が足りなくなるかもしれない。

それで、一番大事なのは、この部会が何をやるかなんです。この役割を私たちが認識するということがまず大事で、もちろんオンブズのモニタリングというのは、今回の部会ができた非常に大きな理由ですけれども、これはある意味で各論なんです。子どもの権利条例、あるいはオンブズパーソン制度も、モニタリングをどこまで権利部会がやるのか。その中の一つとして、オンブズのモニタリングをどうやっていくのかという2段階で考えていただくといいと思うんですね。

部会の役割については、今日、事務局から提案された資料に書かれているとおりですね。資料1にあります部会の役割という。経過はいいとして、経過も後半と重なっていくわけですけれども、基本は子どもの意見表明権を確保する仕組みづくりについての検討が必要だと。オンブズという救済制度というのは、意見表明権の一部なんです。もっとも、その子にとって命の問題、助けてほしいという意見を子どもたちが言えるかどうかという意見表明の要なんです。

ですから、僕なんかは、体罰を受けている子どもたちに誰に相談しますかと言うと、8割、9割の子は誰にも相談しないと。何で誰にも相談しないかというと、それが一番安全だからだと子どもたちは思っちゃうんですね。だから、まず、子どもたちがいじめを受けても、それは自分が悪いんじゃないと、あくまでも権利を侵害している相手が悪いんだから、助けを求めていいんだという意見、そういう意思を子どもが持つことが大事。ですから、意見表明権の中の要が、実は自分の命を守っていくための意見表明という、そういうところがオンブズに関わった部分なんです。

ね。

あと、ここに書いてあるオンブズの検証と子どもの意見表明権を確保する仕組みづくりを中心に、子どもの権利の視点から検討・審議を行うという、この意見表明権を確保する仕組みづくりというのは、今言ったオンブズという命を守るための意見表明だけじゃなくて、もっと広く、子どもたちが生き生きと学校生活を送れるように、子どもたちが自由に意見を言ったり、あるいは、今回こども基本法で言われているように、子ども施策を設定するときには必ず子どもの意見を聞かなきゃいけない。そういう子どもたちが安心して意見が言える状態をどうつくっていくかというのも、実はこの意見表明権を確保する仕組みづくりの重要な部分なんです。

ですから、まず、この部会がどこまで踏み込むのか。少なくともオンブズはもちろんやるのが前提なんです。そういうネガティブというか、子どもが自分を守るための意見表明だけじゃなくて、積極的に自分が楽しく元気に生活できるような、そういう環境をつくるために子どもたちが意見表明していくというプラスの意見表明権の仕組みをどうつくるかというところも僕はすごく大事だと思うんです。ですから、まずは部会の役割としてその両面があるということを確認する、できるかどうか。それとも、オンブズだけ絞っちゃうか。でも、少なくともこの部会の役割は意見表明権の仕組みづくり全体が含まれるというのを、まずこの会議で押さえておいてよろしいでしょうか。

鈴木係長

本体会議の権利部会の立ち上げの際の説明の資料になるんですけども、子どもオンブズパーソンのことと、今期については、子どもの意見表明権の仕組みづくりをこの部会において審議するという形でこの部会も立ち上がっておりますので、喜多委員のおっしゃっていただいた認識で大丈夫です。

喜多委員

ですから、オンブズについての検討も大事だけれども、小金井の意見表明権行使を確保できるような仕組みをどうつくるかというのも私たちが検討するテーマということで、大きく2つの領域があるという押さえ方をさせていただければいいのかな。

その上で、意見表明権は、全体のところはまた次回ということで、今回は半田さんをお願いしたという事情を私から説明しないとまずいので、2つ目の、つまり、オンブズのモニタリングの問題について、私から今日半田さんをお願いした趣旨なんかも含めて御説明しておきたいと思うんです。

議題としては、成果指標の検討と書いてあるんですけども、これだけじゃないんですよ。モニタリングというのは、誰が、何のために、どのように検証するかという評価システム全体が関わるんです。その施策が本当に子どもに届いているかどうかとか、この施策を推進したら子どもがこんなに元気になったとか、そういう評価をしていくときに、その評価は誰がするのかということと、それから、その目的や方法、こういった問題、全体の仕組みが大事なんです。特にオンブズのモニタリングというのは、今までどこもやってないんですよ。小金井がやったら、これが小金井モデルになります。だから大変なんです。

もともと子どもオンブズパーソンというのは、川西市が20年以上前に始めたときはというか、子どもオンブズパーソンというのはもともと権利救済、個別救済はやるけれども、同時に政策提言、つまり、子どもがこんなことで傷ついているとか、

こういう問題があるんじゃないかという子どもたちからの意見を受け止めて、政策提言していく、言わば検証、もともとオンブズは検証システムなんですね。オンブズは、子どもの権利侵害の個別救済をやるけれども、子どもコミッショナー制度という言い方もするんです。コミッショナーは、むしろ子どもたちの声を政策に反映していくことが本来コミッショナーの仕事で、イギリスだとか欧米はみんなそれをやっているんですね。それとオンブズというのは重なっていて、さっき言ったように、自分が非常に権利侵害を受けている子どもたちの意見表明ももちろんあるけれども、そういう子どもたちの全体的な意見を政策に反映させるのがオンブズの仕事ですから、オンブズそのものが検証システムなんですよ。だから、僕らも検証システムを検証するという点については視点がなかったんです。

ところが、川西市のオンブズパーソンが、簡単に言えば、子どもの人権を侵害するような行為というか、非常にオンブズらしくない活動をやっちゃったんですね。それで、20年もたつと、人材がどんどん枯渇していくわけですよ。今、オンブズは大変なんですよ。今、中野区で始まったでしょう。来年は杉並区と北区でオンブズが始まりますから、大体弁護士さんが1人は入るにせよ、みんなオンブズ人材の奪い合いなんですよ。結局オンブズも100%子どもの味方というふうには見えない、言えない、オンブズそのものも検証されるシステムが必要だということを川西市が言い出したわけ。オンブズをつくった川西市がそういうことを言い出したものだから、それを我々も尊重して、オンブズのモニタリングをどうするかという問題が私たちレベルでも非常に議論になったのはつい最近、ここ二、三年のことなんです。

ですから、じゃあどうやってオンブズを検証できるのかと。今日、半田さんに関わってもらって関わり方が非常に微妙な、慎重に関わってほしいのはなぜかというと、オンブズは独立性を持っていますから。それは条例にも書いていますよね。だから、独立性のあるオンブズの検証・評価をするというのはすごく難しいんですね。一番望ましいのは、独立性のあるオンブズ自身が自己評価をする、自己検証してもらおうという作業をできるだけしてもらったほうがいいわけですよ。第三者的なこの機関でオンブズを制約するということが本当にいいのかどうかというのがあるわけですよ。

オンブズ条例をつくる時に、既にモニタリングをどうするかという問題が議論になったわけです。そのときも、これも前に権利部会でやったんですね。そこでやった、そのときの結論は、オンブズが出す年次報告書は基本的には市長に提出するんだけど、これを市民に公表して、市民からその報告書を通して市民レベルで検証してもらおうということで、年次報告会というのをやって、今日彼が出てくる成果指標検討の中身は、2022年度、令和4年度の報告会、つまり、年次報告書の報告会かな、それを市民レベルでやったのかな。後で半田さんが報告してくれるだろうと思うんだけど、そういう年次報告書というのはオンブズの自己評価報告書でもあるんですよ。ですから、それを市民に公表して、市民から意見を聞くと、これが一つの検証システムじゃないかと当時の権利部会は考えて、条例に。

最初は、市長に報告することしか考えていなかった。後で、それを市民にも公表

するという形を半田さんたちと一緒に、じゃあ、そうして、そこでやりましょうということになったから、まずは独立性を持っているオンブズが自己評価してもらう。自己評価の中心である年次報告書を市民に公開するということまでは、既にオンブズがやっている。その自己評価に対して、私たちがどこまで検証・評価できるか、第三者的な評価が可能かどうかというのが今日の非常に大きなテーマで、半田さんの構想からすれば、市民報告会で市民レベルの検証をすれば、それがオンブズのモニタリングだとも言えなくはない。

でも、それだけでいいのかという問題があって、だから、権利部会が独自にオンブズの活動に対する評価・検証。この成果指標というのは、恐らくオンブズ自身がやろうとしている成果指標でもあると思うんです。オンブズの自己評価の成果指標だと思うんですが、これを我々と共有するような形で、むしろ第三者的にオンブズに対する検証をどこまで進めるかというのが、つまり、これは仕組みの問題ね。検証システムをどうつくるかというところの問題と、その評価の中身、評価基準の問題と、少なくとも2つ検討していく部分があるかなと思うんです。

だから、今日半田さんに報告してもらうのはあくまでも参考資料です。参考意見として彼にも頼んでいまして、今後、こちら側が第三者的に検証作業をする場合の参考として、少なくともオンブズの側が自己評価としてどこまでやろうとしているか、それを伺いたいという趣旨だと受け止めていただけるのがいいかなと思うんですけれどもという今の説明でどうですか。

水津部会長

ということは、いろいろな話が入ってきたと思うんですけれども、まずは、オンブズの自己評価についてどう評価するかという問題。

喜多委員

だから、年次報告の中身はそうなんだろうと思うんですね。

水津部会長

そこはそれで。

喜多委員

彼からこれを説明してもらえばね。年次報告書の1枚目、半田さんのレポートの1枚目の後半、ここには年次報告書の枠組みが出されていますね。そして、2ページ目から年次報告会で、これは市民に報告書を公表したという報告会の模様ですね。ここで市民からどんな意見が出たのかというのは分からないので、この辺りも半田さんに聞くということになるかと思うんですね。

水津部会長

それを全体的にまとめたものがあれば。

喜多委員

我々が報告会の模様を整理すれば、ある種の第三者評価になるんです。

水津部会長

オンブズの年次報告会に対する評価を私たちの部会ですべきだということですね。

喜多委員

そうそう。

水津部会長

それと、あとは、大事なことは、子どもの意見表明権の確保をどういうふうに取り組むかということを入れるとなると。

喜多委員

うん。あるいは、子ども版の報告書を作って、これは事務局が作って、それを子どもたちが読んだ感想を出してもらうとか、いずれにしても、子どもの意見はまだこれはフォローできてないんだよね。市民の意見はこれで出るかもしれないけど。

水津部会長

子どもの意見表明権の確保という視点で考えると、それはオンブズだけではなくて、ほかの部会、子どもの権利部会なので、権利の視点を考えた子どもの意見の表

明をどういうふうに仕組みづくりとしてするかということを検討する必要があるとここにも書かれているので、しなくちゃいけないんですけども、これのやり方に関しては、今日というわけにいかないの、このことを検討するというところだけを確認するというところでいいですか。

喜多委員 どうですか、その辺。オンブズは意見表明全体の中の一部なんです。だから、子どもたちにもし意見を、一つの形で言えば、子ども会議みたいに子どもに集まってもらって意見を聞くときの一部はオンブズだけど、生徒会はどうなのとか、いろいろ子ども会議、中学生に何か市長と語る会ってやってたんだっけ。

水津部会長 中学生サミットね。

喜多委員 中学生サミット。そう。どうなのとか、そういうことも含めて子どもから聞く。

水津部会長 あれは試行的にやったものなんだけど、それを今後仕組みとしてどう取り入れていくかというお話は検討する余地があるかなと思います。

喜多委員 いずれにしても、そういうものを子どもたちから聞き取る会をやるのは、私たちのところしかできないことかなと思いますね。

水津部会長 そういう仕組みをちゃんと入れることが必要というふうに結論づけることが必要ということですね。分かりました。

今日のところはそれで、ここから半田先生にお入りいただいて、この資料とともに、成果指標の要点について御説明いただきます。今日は時間が45分までということなので、その後、今出た議題の論点を、この部会のテーマは2つあるということをお皆さんによく御理解いただいて、その後、再度どこかでそんなに期間を置かずに検討していきたいと思っておりますけれども、そんな感じでよろしいですかね。

じゃあ、取りあえず半田先生にお願いしてもいいですか。

鈴木係長 はい。セッティングをしますので、しばらくお待ちください。

(オンラインミーティングセッティング)

水津部会長 では、ここから半田先生に資料の御説明をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

半田先生 よろしくお願ひいたします。子どもの権利部会の皆さん、こんにちは。本日は、本校で授業があり、現地に行けず大変失礼しました。Teamsでの参加ということでもよろしくお願ひいたします。音声は特に問題なく聞こえているでしょうか。

水津部会長 はい。どうぞ、お願ひします。

半田先生 当日資料ということで、「子どもオンブズパーソンに係る成果指標検討にあたって」というものを配付させていただきました。既に鈴木係長、永井主査から子どもオンブズパーソンについての説明はあり、そして、その事業をどのように評価・検証していくのかという議論が始まっているのではないかと推察いたします。

それで、まず、もう御承知ではあると思いますが、少しオンブズパーソン設置条例に基づきながら、どういう職務をオンブズパーソンが担っているのかということについて、最初に少し簡単に説明をさせていただきたいと思ひます。

御承知のように、小金井市子どもオンブズパーソン設置条例第1条には、オンブズパーソン設置目的として子どもの権利の侵害に関する相談及び救済に取り組み、もって子どもの権利を実現する文化及び社会をつくる、こうしたことが目的になっ

ております。

そして、その目的を達成するために、第3条に職務内容が書いてあります。職務内容は、子どもの権利の侵害に関する相談に応じ、必要な助言及び支援を行う。子どもの権利の侵害に関する申立てまたは自己の発意に基づき、調査、調整、勧告等を行うこと。子どもの権利に関する普及啓発を行うこと。これらに掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要なこと。

こうした職務内容に基づき、どのような活動を行ってきたのかということ、第18条に「毎年、その活動状況について、市長に報告するとともに市民に公表するものとする」というのが条例に規定されております。どのような形で活動について皆さんにお示ししているかと申しますと、まずは、先ほどから議論にあります子どもオンブズパーソンの方の年次報告書にできる限りどのような活動をしているのかということ、これを分かりやすく示すことを心がけております。

まず、設置に関して、オンブズパーソンの概要、そして、設置の後どのような活動をしてきたのか、そして、相談室を開設した令和4年9月からどのような活動をしてきたのか、そして、実際の活動状況につきましては、どういった相談者がいるのか、どういう相談項目があるのか、また、年齢はどのような方から相談をいただいているのか、毎月どういった活動をしているのか、こうした相談活動の状況について報告をしております。

そして、3条2項の調査、調整、勧告を行ったことということに関しては、申立てであったり発意をしたことが書かれておりますが、令和4年度に関してはこれを行っていないということがここに示されております。

そして、事例紹介ということで、個人情報漏えいに配慮しながら、できる限りどのような相談があり、そして、初回相談から面談を繰り返す中でどのようなやり取りをし、子どもの最善の利益というものを第一に考えた方針、そして、終了までどのような流れで相談するのかということ、個人が分からないような形で幾つかの事例を示しております。

そして、これらのまとめとして、新規相談とか相談に関する活動状況、相談内容がどのようなものなのかということについてまとめています。

そして、条例第18条には、市長に報告するとともに市民に公表する。年次報告書を作って、もうそれで終わりということではなく、できる限りこれを皆さんに知っていただくよう、活動報告会を行っております。そして、この活動報告会に関しましては、子どもの権利を普及啓発するという目的とセットで行っております。よって、まず、子どもの権利セミナーということ、そして、活動報告会という2部立てで令和4年度に関しては行いました。子どもの権利、そしてオンブズパーソン制度にも造詣の深い東京経済大学の野村先生に「子どもの権利を知ること」という講演をしていただき、第2部については活動報告書に基づきながら活動報告をいたしました。本日、事務局の鈴木さん、永井さんから報告をした内容が主にこの活動報告会の内容と重なっております。

そして、オンブズパーソンは、子どもに係る相談及び救済をするということだけではなく、子どもの権利に関する普及啓発を行っていくということで、どのような

普及啓発を行ってきたのかということについてもまとめております。

そして、大人だけではなく、子ども自身が権利というものを知り、活用することができるよう、オンブズパーソンの設置当初からいかに子どもに権利学習を進めていくのかということの検討をしまいにしました。そこで、教育委員会、校長会とも打合せを重ねた上、相談を開始した令和4年9月から1年たった時期から令和6年2月にかけて、市立小学校全ての小学校6年生を対象とした子どもの権利学習、すなわち子どもの権利授業を実施させていただきました。

その広報、啓発に関しては、クラスをそれぞれ回るというところ、クラスをまとめて学年で実施するというようなところ、それぞれの学校の要望に合わせて実施いたしました。オンブズパーソンは2人でありますので、例えば3クラス同時にやるという場合、実施するのが難しくなることもあります。そうしたことも加味しながら、事務局、そして、相談・調査専門員全てで広報、啓発の在り方を考え、コンテンツをつくっていき、実施してきたと。全ての人に対応できるように研さんを積んでまいりました。

そして、オンブズパーソンの運営をどのようにしていくのかという機関運営とか広報、啓発の在り方を検討するために、子どもオンブズパーソン会議を月に2回程度開催しております。

そして、オンブズパーソン会議と切り分けて、同日ケース会議を開くよう心がけております。個別ケースへの対応方針等について協議・検討を行うために開催しております。そして、そのケースへ適切な対応ができていたかどうかということ、対応についての振り返りということもできる限りケース会議の中で行っております。そうした活動を通じながら、条例に基づくオンブズパーソンの職務を果たしているかどうかということ自分たちなりに明らかにしながら、皆さんにお伝えをしております。

そうしたことから、今度のはびゆくこどもプラン小金井にどのようにこの施策を位置づけていくのか、そして、その施策に位置づけたことを基に、子どもの権利部会であったり、子ども・子育て会議の皆さんがそれぞれの事業がちゃんとできているかどうかというPDCAを回していただいて、循環させながら新たなプランをつくったり、生かしていくということをなされていることに心から敬意を表したいと思っております。

御承知のように、施策の体系としましては、基本的視点として「子どもの育ちを支えます」、「子育て家庭を支えます」、「次世代につながる地域の子育ち、子育て環境を整えます」という3つの基本的な視点に基づきながら、6つの基本目標を掲げながら施策の方向性について書かれております。

まず、子どもオンブズパーソンの事業に関しましては、目標1の1-1「子どもの権利を守るための相談及び救済窓口を充実します」、ここに子どもオンブズパーソンの事業が当たります。これに関する事業進捗状況表に関しましても、既に昨年度のもの結果の説明及び次年度に向けての課題、検討内容が示され、それにつきまして子ども・子育て会議の皆様から意見をいただいているところです。

そして、1-2のところに「いじめ・虐待等の防止と早期発見を図ります」、こ

れに関して、オンブズパーソンも活動をしておりますが、特に事業に位置づけられたものではありません。この事業に位置づけるものではありませんが、いじめ予防授業等を学校の要望に応じて実施をさせていただいております。

そして、1-4「普及啓発を推進し、子どもの権利がいかされる社会環境づくりを進めます」という項目に関しましては、子どもの権利の広報活動ということで、児童青少年課が中心になり、ホームページ、リーフレット等による周知、広報を行っております。こうした子ども向けサイト「小金井市×子どもの権利」制作に子どもオンブズパーソン相談室は全面的に協力しております。さらには、こうした作ったサイトであったり作った教材をベースにしなが、市立小学校に対して子どもの権利の授業を実施しております。これに関しては、重点事業の中における「ホームページやリーフレット等による周知広報を行う。また、新たな方法についても検討する」という新たな検討の中にも位置づけることができるのかなと思っております。

そして目標2-1「子どもの意思を尊重し、社会参加できる機会を提供します」、こうした項目がございます。これに関しましては、先ほど水津委員からもお話がありましたように、それぞれ各種計画策定や事業実施における子どもの意見をどのように聴取していくのかということが子ども・子育て会議の中でも議論がなされているのかなと思います。

僕の中においても、オンブズパーソンの運営に関しても、オンブズパーソンの活動に関して子どもの意見をどのように聴取し、反映させていくことができるのかということに関しては、具体的な方法論を検討してきております。例えば子どもの権利授業を行った際、アンケートを実施し、こうしたところから意見を聴取するというものであったり、開設イベントのときにいろいろお話をいただくとか、そうしたことを一つずつ実施しておりますが、今後は子どもワークショップを開催するとか、お子さんからオンブズの活動についていろいろ御意見がいただけるような機会ということもつくっていければとも思っております。こうしたものに関しましては、自分たちの出勤時間とかマンパワーを踏まえながら、どうしたことができているかということを積極的に考えてきております。

こうした活動をしているということをベースに、貴部会でもどのようにオンブズの活動というものを、その成果を見ていただけるのか、はたまたそうした活動というものをどのように応援していただけるか、そうしたことについても御検討いただければと思っております。

私からは以上でございます。

水津部会長

半田先生、ありがとうございました。

じゃあ、これを踏まえまして、どういたしましょう。

喜多委員

半田さん、どうもありがとうございました。1つお聞きしたいのは、報告会をやられたときに、市民の方々がどの程度参加されていて、何か特徴的なというか、御意見等がございましたでしょうか。

半田先生

市民の方が何名参加したかという量的なデータは、今、持ち合わせておりませんので、もし分かりましたら、事務局からよろしく願いいたします。

水津部会長 事務局はどうか。すぐには出そうにない。

平岡課長 すみません、今すぐには。

水津部会長 分かりました。

喜多委員 せいぜいどの程度か、100人いるとか。

半田先生 宮地楽器ホールの小ホール、1階のホールを使わせていただきました。

満席になるというような状況ではありませんが、その中でかなり関心を持ってくださっている方であったり、年次報告会だったか講演会だったかは定かではありませんが、お子さんも参加してくれたりということもありますし、市民の方だけではなく、他の自治体で子どもの権利擁護機関に関わられている方も多く御参加いただいております。

喜多委員 特徴的な意見というか、そのときに何か感想を出された方はいらっしゃったんですか。

半田先生 幾つか意見であったり感想はいただいております。今、どういった意見があったのかということのデータとかは持ち合わせておりませんが。

亀山委員 講演会のときに出た意見で、私自身も思っていたことが出たんですけれども、要するに、普及するときに学校を訪ねて講演会、授業を開いて、先生たちにアクションしても、子どもたちのことを一番よく知っているのは保健の先生、養護の先生であるから、そこになぜ一番に訪ねて行かなかったのかという意見が出ていたと思います。だから、学校の事柄を、子どもたちを一番よく見て、一番子どもを心で理解している人は誰なのかというところからアプローチしていくというのは大事じゃないかという意見が出ていましたね。本当に保健室というのが憩いの場所になっていますし、今、不登校の子どもたちもとにかく保健の先生に預けましょうという形で、先生たちはてんでこ舞いなんですけれども、そういう事柄は出ていましたね。

喜多委員 まあいいです。それは仕方ない。後でまた。

水津部会長 そうですね。いろいろな角度があると思うので、人数等を含めて、年次報告のまとめをいただけるように事務局にお願いしたいと思います。

平岡課長 はい。

喜多委員 次回でいいです。

水津部会長 それを基に、そのことを踏まえて、こちらでどういう評価をするかということになるかと思うんですけれども、これは事務局案あるんですけど。

鈴木係長 基本的には、オンブズとか子どもの権利の保障の事業の評価というのは、のびゆくこどもプラン小金井でその指標が現行の計画でも設定されている形になります。現行の計画につきましては、今、ちょうど次期計画を策定している最中でして、新たな計画の際に、オンブズですとか子どもの意見聴取の部分の評価をどのようにしていくのかというのをこの部会で議論をしていただき、それを本体会議に報告、さらに、そこで御承認をいただくという流れを事務局としては考えております。

子どもオンブズパーソンの指標のところに関しましては、現在は実施というところの記載にとどまっている状況でして、具体的な数値目標を設定しているというところにはなっておりません。なので、次期計画策定の際に、そういった数値目標を入れるべきかどうかという議論を次回以降の部会の中で進めていきたいなと事務局

としては考えております。

水津部会長
喜多委員

ありがとうございます。ということは、論点がまた増えてしまった。

この論点は当然出てくるんです。つまり、伝統的な我が子どもの権利部会の特徴は、数値目標だけで評価しないという。自己評価を含めて評価。子どもの権利の保障の評価というのは、全部数値では表せられない。もうちょっと違う成果指標の取り方があるはずだと。これは方法の問題ですね。検証・評価をどう進めていくかの方法の問題として、行政は数値目標でやっていくんですけども、子ども・子育て会議としては、伝統的に数値目標だけではない評価をしようという。権利部会ではずっとやってきたよね。そこは、今後の検討材料だと思いますね。

水津部会長

ということは、どういう形で評価するかということも含めて議論をして、計画の中に反映できるようなものを出すということが使命としてあるということが分かりましたので、1つは、子どもオmbズ制度、条例を含めた制度の中の報告、評価、検証をどのような形で行うべきかということの議論と、あとは、子どもの意見表明というものを子どもの権利の観点から考えて、どのような仕組みをつくっていくべきかということをお場で議論をして、本体会議に子どもの権利部会として会長に報告するというのが今年度の部会の大きな活動の柱になると理解していただいてよろしいでしょうか。

喜多委員

はい。

水津部会長

そのスケジュール的なことを考えたら、事務局としてはいかなようにお考えでしょう。

鈴木係長

次期計画策定のスケジュールについては、秋ぐらいにパブリックコメントを出す予定で子育て支援課で動いていると聞いております。ですので、今、この部会の議題として掲げている指標の設定についても、できれば夏ぐらいまでにある程度固めた上で、計画案に記載をしていくというスケジュールで今のところは考えております。

水津部会長

ありがとうございます。ということは、夏前までには骨子をつくらなければいけないという衝撃の事実が出てきましたので、これは部会と少し調整した上で、また次の部会に御提案した中で、皆さんに議論いただけるような仕組みを取る必要があるかなと思います。少なくともこの2つの方向性をどういうふうに反映できるかということをお話しなければいけないということは分かりましたので、その論点について具体的な。今、どういうふうにして。ここで御意見をいただいてもなかなか難しいかなとは思っているので、1つは、年次報告を見させていただくということと、少し案のようなものを事務局と検討させていただいて、形にしたものを出した上で、足し算をしていくことにできればと思いますけれども、進行の方法としてそれでもよろしいですか。

鈴木係長

お願いします。

水津部会長

では、一応今日の議題はその2点と、あと、その他あればお願いしたいんですが。

鈴木係長

半田先生、特に最後大丈夫ですかね。

水津部会長

半田先生、今の話いかがでしょうか。

半田先生

先ほど喜多委員がお話をされていたように、量的なものだけで検証することは難

しいかなとは思いますが、一方、どのくらいの相談があるのかとかいう量的なものが広報、啓発とも大きく関わってくるとは思いますが、そうした量的なもの、どのように質を担保してやっているのかという工夫みたいなことも我々としては年次報告書に丁寧に示していきたいとは思いますが、先ほどお話が出てきたように、今は大人向けの活動報告会を行っており、子ども向けには機関紙を活用しながらこういう活動をしてきましたということは学校を通じて説明をしていますが、どのような形でこういうオンブズ自身の活動というものを子どもに伝えていくことができるのかということは引き続き検討をさせていただくとともに、こども基本法もでき、子どもの意見をどう尊重し、反映させていくのかということについて、オンブズパーソンでも検討していきたいとは思っておりますので、そうしたところを見守りつつ、御支援いただければと思っております。よろしく願いいたします。

水津部会長

ありがとうございます。そうですね。先ほど喜多先生もおっしゃっていたように、評価のところは前回の部会でも非常に議題にはしておりました。相談件数をもって評価にしないということは、もちろん私たちも思っていたことなんですけれども、それを次の計画の中にどうきちんと入れられるかということが大事なことかなと思いますので、次回以降また。今回で、取りあえずの今の現状のことは御説明させていただいたので、何か今ここを聞きたいとか、御質問があれば、ちょっとだけ時間がありますので、どうですか。

喜多委員

数値目標だけではというところをもう少し深掘りしていきたいんですけども、つまり、相談件数を非常に行政は気にするんですけども、数が多ければいいのかという問題なんです。

亀山委員

そうですね。

喜多委員

数が少ないほうが、実は子どもは幸せなんですよ。

亀山委員

そう思います。

喜多委員

だから、数が、数値目標がどうのこうのというよりも、ちゃんとその中で一つ一つの件数をどれだけ丁寧に対応してきたか。要するに、数よりも、その中の質の問題、一人一人の子どもにどう向き合ってきたかというところの部分が大事なので、件数だけにとらわれないというのは、オンブズの場合は特にすごく大事な原則だと僕は思っているんですね。

水津部会長

今は権利部会だから、オンブズの評価の話ですけども、子ども・子育て会議そのもの、本体でもいろいろな事業評価のことはずっと話題、議題になっていることで、何をもって評価とするのかということは、本体会議でもそれぞれ話し合う必要があるかなと思っているところでございます。

次に、次回の日程とか。

鈴木係長

では、事務局から最後にその他ということで御説明させていただきます。

まず初めに、資料の関係で御説明ができなかった部分があるので、御説明させていただきます。会議の中で、半田先生の参考資料という御発言がありました。こちらにつきましては、半田先生が今日個人として作成いただいた資料になりますので、配付は委員のこの場限りのみという形にさせていただきます。傍聴の方には半田先生からの口頭説明のみということで御了承いただければと思います。説明をする

タイミングを逸してしまい、誠に申し訳ありませんでした。

次に、次回の日程ですが、可能であれば5月に2回目を開催したいと考えております。また事務局から日程調整をメールでかけさせていただければと思いますので、回答の御協力をお願いいたします。

水津部会長

では、あまり時間がない中で、ぎゅっとした会になるかと思えますけれども、御協力いただいて、ぜひいい形で提案できればいいかなと思います。

本日はどうもありがとうございました。